

# 家畜衛生だより



令和元年7月第18号(羊)  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

## 安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を安定的に生産するために、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下、飼料安全法)」に基づき、飼料や飼料添加物の基準・規格が定められています。

- 抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、給与できる家畜の種類、成育段階や添加してよい量がきめ細かく定められています。

対象家畜や使用上の注意などの表示をよく確認して給与しましょう。

- 牛肉粉や牛肉骨粉が含まれるペットフードや肥料などは、家畜に給与できません。

家畜の飼料に混入することがないように注意しましょう。

- 飼料及び飼料添加物の製造(配合及び加工を含む)・輸入・販売を業として行うには、飼料安全法に基づく届出が必要です。

飼料や飼料原料の調達先が法令に基づく必要な届出を行っているか、あらためて確認をお願いします。

※例外として届出が不要な場合

- ①販売を目的としない製造業者(自家配合農家など)。
- ②飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であって、田において自ら生産した稲等を原料又は材料として飼料を製造するもの。
- ③自ら生産した農産物を飼料として販売する販売業者(耕種農家など)。
- ④その他の法令により届出不要な場合。

届出以外の飼料安全法上の規制は受けますので、御注意ください。

【飼料の製造・輸入・販売業者の各種届出先】

千葉県農林総合研究センター 検査業務課 電話番号:043-291-1875

牛の様子がおかしいな、と思ったら…

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

# 飼料製造管理者講習会について

飼料安全法に基づき、自家配合農家を含む以下の事業場に**飼料製造管理者の設置**が義務付けられています。

- ①抗菌性物質を含む飼料の製造事業場
- ②インド産落花生油かす(特定飼料)を含む飼料の製造事業場
- ③尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料の製造事業場  
※自家配合農家で、プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Ca、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合は設置の必要はありません
- ④飼料添加物の製造事業場

## 飼料製造管理者の資格要件について

飼料製造管理者は以下の者に資格があり、管理者の設置から1月以内に独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)へ届出の提出が必要です。

- ①獣医師、薬剤師
- ②大学、専門学校において、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学を修了
- ③設置義務が課されている飼料等の製造業務に3年以上従事し、**FAMIC主催の講習会**を修了

今年度の飼料製造管理者講習会が下記のとおり開催されます。  
必要な方は受講をお願いします。

## 令和元年度 飼料製造管理者講習会

(1)開催日

令和元年10月28日～11月1日(5日間)

(2)開催場所

さいたま新都心合同庁舎 2号館

(3)申請期間

令和元年7月1日から**8月16日まで(必着)**

※受講に関する詳細は以下HPに掲載されています

[http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2\\_koshu.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html)

## <講習会お問合せ先>

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部

電話:050-3797-1857

FAX:048-601-1179

メール [kanrisha@famic.go.jp](mailto:kanrisha@famic.go.jp) ホームページ <http://www.famic.go.jp>